

背景・経緯

- 本年2月24日のロシア軍によるウクライナ侵攻後、多くのウクライナ人避難民が発生。我が国においてもウクライナ避難民の受け入れを表明しており、受け入れたウクライナ避難民に対しては適切な支援を行う必要がある。
- そこで、一元的相談窓口でウクライナ避難民への情報提供・相談対応のために特別な対応をする場合に要する経費（運営事業）について、外国人受入環境整備交付金の限度額を超えて交付決定等を行う特例措置を講じることとする。

特例措置の概要

■ 特例措置の対象となる経費

ロシアによるウクライナ侵攻により、避難を目的として本邦に入国したウクライナ人（以下「ウクライナ避難民」という。）を受け入れた地方公共団体が、ウクライナ避難民に対し、情報提供等を行うために、一元的相談窓口で特別な対応をする場合に必要となる経費

特例措置の対象となる経費の例

- ・ウクライナ避難民専用の相談窓口を設置する場合の人件費
- ・一元的相談窓口の対応言語にウクライナ語を追加するための経費
- ・生活のルールや行政情報をウクライナ語に翻訳するための経費

特例措置の対象とならない経費の例

- ・現にウクライナ避難民の受け入れがない場合にウクライナ対応のために要した経費
- ・一元的相談窓口の範囲を超えた経費（日本語教育のための経費、住宅確保のための経費等）

※原則としてウクライナ避難民を受け入れるために必要な期間に発生する経費が対象

※運営事業に限る

特例措置適用のイメージ

A県（交付限度額1000万円）

従来の一元的相談窓口事業の経費が3000万円。追加でウクライナ避難民対応のための特別対応（300万円）を行う場合

従来の対応

交付決定額 1000万円

※交付限度額に達しているため増額なし

特例措置適用

交付決定額 1000万円 + 変更承認 150万円 = 1150万円

※交付率1/2